用語解説

このしおりを読む上で参考になる [用語解説]

い

→遺族/法定相続人

【遺族】

●当社(かんぽ生命)では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方に基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、約款(保険金受取人の死亡)の条文

●他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の 法定相続人が新たな保険金受取人となっていま す。

参考法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある方をいいます。

か

→加入限度額

●法令で定められた被保険者1人について加入できる保険金額をいいます。

しおり参照

「保険金の加入限度額」のページ

→加入年齢

- ●被保険者の加入時の年齢です。
- ●出生した月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年未満の端数については、6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。

(例)36歳7か月の加入年齢は、37歳となります。

保険証券に表示があります。

き

→基準保険金額

●当社 (かんぽ生命) と契約を締結するときに保険 契約申込書に記載された保険金の額 (その額が 変更されている場合は変更後の額) をいいます。

→基本契約/特約

【基本契約】

●「普通保険約款」に記載されている契約内容をい います。

【特約】

- ●基本契約の保障内容をさらに充実させるために、 基本契約に付け加える契約内容をいいます。
- ●特約のみの申込みはできません。

<

→クーリング・オフ

契約の申込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

け

→契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の 契約日に対応する日をいいます。
- ●契約日に対応する日がない月の場合は、その月の 翌月の1日をいいます。

→契約関係者 (保険契約者/被保険者/保険金受取人)

【保険契約者】

●当社(かんぽ生命)と契約を結び、契約上の権利 (例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、 保険料の払込み)がある方をいいます。

【被保険者】

●その方の生死などが保険の対象となる方をいいます。その方の生死、病気やケガによる入院などに関して保険金が支払われます。

【保険金受取人】

●保険金を受け取る方をいいます。

保険証券に表示があります。

→契約者配当金

●毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、 または割り当てられたお金をいいます。

しおり参照

[契約者配当金] のページ

→ 契約日

●契約の保障(責任)が始まる日をいい、加入年齢や保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法を団体払込みとした場合は、保障(責任)開始時を含む月の翌月1日が契約日となる場合があります。

保険証券に表示があります。

2

→告知義務

しおり参照

「健康状態などの告知」のページ

→失効

●保険料の払込猶予期間内に保険料の払込みがないため、契約が効力を失うことをいいます。

しおり参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」のページ

→ 譲渡禁止

しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

た

→ 第1回保険料相当額

●契約の申込み時に、ご契約者が払い込むお金をいい、契約が成立したときには、第1回保険料となります。

ち

→直系血族

●祖父母、父母、子、孫というように、世代が上下に 直線的に連なる血縁者をいいます。

7

→ 積立金 (責任準備金)

●将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の 中から積み立てているお金をいいます。

は

→払込時期

- ●毎回の保険料を払い込む期間をいい、月ごとの 契約応当日を含む月の1日から末日までをいいま す。
- ●月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。
 - (例) 契約日が1月31日の場合、2月については、 31日がないので、3月1日が月ごとの契約 応当日となり、払込時期は、2月1日から同 月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

ふ

→復活

しおり参照

「契約の復活」のページ

→ 不慮の事故でのケガ

●約款の別表 「対象となる不慮の事故」 に定めている不慮の事故によって受けた傷害をいいます。

1

→返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社(かんぽ生命) からご契約者に支払うお金をいいます。
- ●保険種類や解約の時期によって、返戻金の有無や 金額は異なります。

ほ

→ 保険期間

契約上の保障 (責任) が開始する日 (契約日) から 終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→保険金(額)

●被保険者が死亡や入院などの支払事由に該当したとき、または所定の身体障がいの状態になったときに、当社(かんぽ生命)から支払うお金(金額)をいいます。

保険証券に表示があります。

→保険金の支払事由

●被保険者の生存、死亡、入院などの保険金を支払う事由をいいます。

→ 保険証券

- ●契約した保険の内容(保険金額や保険期間など) を具体的に記載した書面で、当社(かんぽ生命) からご契約者に交付します。
- ●大切に保管してください。

→ 保険料

●ご契約者から、契約に基づき、保険金などの支払いの対価として、当社(かんぽ生命)に払い込むお金をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保険料の払込免除

●被保険者が所定の身体障がいの状態になったと きなどに、以後の保険料の払込みを免除すること をいいます。

→ 保険料払込期間

●保険料を払い込む期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→ 保障 (責任) 開始時/ 保障 (責任) 開始の日

【保障(責任)開始時】

●当社 (かんぽ生命) が契約上の保障 (責任) を開始する時をいいます。約款では「責任開始の時」と記載しています。

【保障(責任)開始の日】

●保障(責任)開始時を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

め

→ 免責事由

●保険金などの支払事由に該当している場合でも、 保険金などが支払われない事由をいいます。

や

→ 約款

- ●ご契約者と当社 (かんぽ生命) との 「契約の加入 から消滅までのとりきめ (契約内容)」をあらかじ め定めたものをいい、保険金を支払う条件などに ついて記載しています。
- ●約款には、「普通保険約款」(この冊子では「主約款」ともいいます。)、「特約条項」、「特則条項」があります。

- ●特則条項は、「普通保険約款」や「特約条項」に記載している契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。
- ●この冊子では、無配当傷害入院特約および無配 当疾病傷害入院特約をあわせて、入院特約とい います。

ゆ

→ 郵便局

● 「郵便局」は、日本郵政グループの1つであり、当 社 (かんぽ生命) は業務の一部を委託しています。